

AEO事業者連絡協議会 事務局説明事項

公益財団法人日本関税協会

AEO事業者連絡協議会

2018年3月現在

AEO事業者(523事業者)

輸出者(242)、輸入者(96)、通関業者(187)、倉庫業者(132)、運送業者(7):合計664者

AEO連絡協議会(参加AEO事業者442者)

AEO連絡協議会(輸出入・製造分科会)

京浜地区、東海地区、阪神地区、九州地区(原則年2回開催)

AEO連絡協議会(通関・物流分科会)

京浜地区、東海地区、阪神地区、九州地区(原則年2回開催)

AEO検討会

連絡協議会・分科会等で出された意見を少人数で検討(毎月)

AEO制度の改善要望書の提出

2018年2月20日、日本関税協会から財務省関税局業務課長宛に、AEO制度の改善要望書を提出。

要望書

公益財団法人日本関税協会
平成30年2月20日

事業者連絡協議会・分科会で要望を聴取



検討会で要望を具体的に検討・原案作成



要望書の原案を分科会で検討



原案を関税協会から関税局に提出

2018年度の活動

1. AEO検討会

① 4月から活動を再開（毎月1回程度開催）

② 中心検討課題：

サプライチェーンの安全確保の観点から「AEO事業者＋AEO事業者」の連携に基づく税関手続きの簡素化を提言する。
例えば、AEO通関業者＋AEO輸入者、
AEO輸出者＋AEO運送者＋AEO倉庫業者＋AEO通関業者

2018年度の活動

2. AEO事業者連絡協議会分科会

◆9月:九州地区

◆10月:阪神地区、東海地区

◆11月:京浜地区

(目的:次期成果物に盛り込むべき項目を聴取)

□1月:九州地区

□2月:阪神地区、東海地区

□3月:京浜地区

(目的:成果物案に対するコメント聴取)

2018年度の活動

3. 成果物の提出

- 3月中旬頃を目途に検討会で最終案を作成
- 可能であれば3月末頃、関税局に提出

(第1回の成果物は現行制度の実務上の改善要望が中心であったが、来年提出する第2回の成果物は、可能であれば制度の改善提案を盛り込んだものとしたい。)